

砂をよく洗ひさりて、煎汁、味淋、鹽にてやわらかに煮びたして、其ま、茶碗にもり、砂糖をかけて進む（水には二日以上つけおくべし、煮るに砂糖を用ふれば、のちに砂糖かけずともよし、砂糖は、ザラメ砂糖を紅にてそめて用ふべし）

（附錄）  
料理覺帳

◎料理の二字は、はかりをさむるとよみて、食物を調ふる事ばかりに限らず、何事にても取計らひ調ふる事をいふなり、食物を調ふるを、料理すと云ふも、右の心なり、本は食物を調ふる事をば、庖丁するとも、調味するとも云ふなり、あんぱいと云ふは、鹽梅の二字なり、上古は味噌醤油も醋もなし、鹽と梅を以て味を調へたる故、鹽梅といふなり

◎餅の事を女の詞に、かちんと云ふは、かちいひ

なりかちは搗の字なり、うつともつくとも、よむ字なり臼杵にて物をつく事をかつといふなり米麥などをつくを米かつ麥かつなど、いふなりいひとは飯なり、こはいひをつきて餅にする故かちいひと云ふなり、かついひを略して、かちいと云ひ、かちいを轉じてかちんと云ふなり。

婚姻の性質

谷川清

婚姻と云ふ字義は本來夫妻たる關係自体を表明する用語であると云ふことは第三卷第一號に述べて置きましたが、其關係の性質に就きましては學者間に種々様々の議論があります、其議論の原因と申しますものは婚姻は男女の共諾に因りまして成立致するものであると認められましたる結果、これ

は一種の契約であると申す者と、否、決して契約ではないと申すとの二説があります、然し婚姻は、一の法律行為でありまして猶ほ法律上一定の方式を具へましたる男女二人の意思表示に因りますして始めて其効力を發生致しまするものでありますれば、此點に於ては確に一般要式の契約と毫も異なる所はありません、ですから二人已以上の合意を以て直ちに契約であると申せば婚姻も亦一種の契約であります、然し財産上の關係を目的と致しまする合意のみを以て契約を致しますれば婚姻は契約ではありません、婚姻は決して財産關係を目的と致して居りませぬからです、我國の民法上では、契約は債權債務を目的とする合意であると云つて婚姻を契約とは別物に致して居ります、今一例を擧げてお示し申せば契約は近親の縁者間たりとも

爲し得べけれど婚姻は絶対に出来ません、此外兩者の差違する點は夥多ありますが略して置きます然れば婚姻の性質は何如と申せば自然的状態に於て人間の一身より觀察致しますれば男女兩性的器械的結合としか申されません、又社會的方面より觀察致しますれば男女の結合たる公の性質を有し法律上夫妻と認められまする結果其間に権利義務を發生致します、此権利義務は唯だ男女双方間のみに止らず引いて社會公衆に對するものとなります、故に近世諸國は法律制度の規定に従ひ婚姻を致さざれば法律上何等の効力をも附與しませぬ、婚姻は禽獸の會合とは自から其性質を異に致しまして單純に同類をして永久斷絶せしめざらんが爲めのみではありませぬ、必ず人世の艱苦を共にして互に扶持するを以て目的と致します、即ち是非の

辨識力を有する人類の獨り專有する所であります、故に近世の學者は

婚姻とは法律を以て公認したる一男一女の共同生活を目的とする生存間の關係である。

と申して居ります、然し一男一女の共同生活が最も男女兩性の生理的精神に適し家族及社會の秩序を維持致しますに必要であると認めましたる

のは近世の事で御坐りまして殊に今日の文明國においてのみ行はるゝ所の思想であります、されば未

女兩性の結合であると云ふ外はありません、法律上認められませぬ男女兩性の結合は道徳上認められたるものと雖猶野合と稱すべきものであります

我國の民法は歐米諸國の普通なる婚姻の思想を探用致しましたる故に近世學者の定義は之を我國民法に於ける婚姻にも適用することが出来ます、其結果次の四條件を具備することを必要と致します

### 第一、一夫一婦たる事、

### 第二、共諾ありたる事、

### 第三、畢生の結合を目的とする事、

### 第四、法律上一定の條件を具備したる事、

であります、而して我國の民法上で婚姻の豫約

「モルモン」宗の國にも數夫一妻の西藏國にも一夫一婦の歐米諸國にも悉く適用することを得る様に致しまするには婚姻は法律上認められたる男

從來の婚姻は多くは婚姻すべき男女の意思に因り

て成立致しませぬから法律上全然無効たるは勿論。其の意思に出でたりし時と雖單に豫約に止る時は法律上双方の身分に關して何等の効果をも生じませぬ、従つて万一違約することなどがありましても法律上少しも制裁する所は御座りませぬ。

### 鹽津みやげ(その四)

#### 和歌子

●英夫(四年二ヶ月)は隨分何をでも言ふ事ができるけれども、片言が多くて舌が廻らぬ。ワを皆アと言ふので、和歌山をアカヤマ笑うて居るをアロテルなど言ふ。ダ行が皆ラ行に發音するので「ミルヲタクサンクンレキテミルレツボーレアソビマシヨー一二三四チユツ／＼チユ」(水を澤山汲んで来て水鐵砲で遊びませう)など、大聲で歌ふ。此

歌の外に鳥はカー／＼と滌笛一聲が得意なので、

興に乗じて廻らぬ舌で歌ふ處頗る愛嬌がある。

子(六年三ヶ月)に向ては瀬に話すのであるが、大人が行くと止める。其話の中で、私は老人ですか

ら、といふ處を、アタサトツソリヤサカイニ、と云ふのが定まりで、之が家人一同の笑の種である。凡て拗音も正しく發音する事ができぬ。

●八月のある日、清子千代子英夫に近所の絹チャシをいれて、をばさん諸共五人づれで小山のあなたの小川に遊びに行く。堤の草原の上にまとひして唱歌をする、御菓子を食べる。今に川の水の中に入りたいと言ひ出すであらうとをばさんが思つて居ると、果して清子が第一着に小川を見返りながら「ハイリタイヨー」と許を乞ふ。「ハイリタイ